



(有添付物)
国海查第193号の2
平成29年8月2日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省
海事局検査測度課長
重富 徹



船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別紙のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。



平成29年8月
海事局検査測度課

船舶検査の方法の改正の概要について

1. 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の改正に伴う改正

船舶安全法に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第48号）が平成29年8月1日に公布され、同日付で施行されることから所要の改正を行う。

(1) 水密すべり戸等5物件を検査の方法S編2.19へ追加(S編2.19)

認定事業場の自主検査を受けた物件を初めて船舶に搭載する場合の検査項目のうち、F編3.2の検査（陸上試運転、完成検査等）を当該認定事業場が発行した試験成績書の確認にとどめて良いこととしている物件として、今般新たに認定対象となった5物件を追加するとともに、その物件の範囲を定める。

(2) 定周波装置について認定物件の検査の方法を制定(F編3.2.8)

定周波装置は、類似の配電盤、制御器等の電気機器と同様に完成試験を実施することとする。

(3) ポンプ類及び冷却器類の物件の名称変更に伴う改正

内燃機関の冷却水ポンプ等11ポンプ類を「ポンプ（油圧ポンプを除く。）」及び内燃機関の水冷却器等3冷却器を「熱交換器」に物件の名称を変更することに伴い、「F編 認定物件に係る検査」及び「S編 検査の特例」の該当箇所を修正。

2. その他の改正

民間事業者の品質管理能力を活用し合理的に船舶検査及び予備検査を執行するため、次の事項を新設又は改正する。

(1) 臨時変更証交付のための検査の特例(S編2.16)

船舶所有者等から提出される報告書の内容を確認し、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該報告書を活用して検査を行うことがで

きることとする。ただし、最大搭載人員及び航行区域等について過去に同様の臨時変更内容により臨時変更証を交付した実績がある場合等に限ることとする。

(2) 登録船級協会が検査を行う新造船の海上試運転に係る臨時航行検査における検査の特例 (S 編 2.17)

登録船級協会が船級の登録に向けた検査を実施している新造船の海上試運転に係る臨時航行検査は、建造造船所及び船級協会が作成する報告書の内容を確認し、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該報告書を活用して検査を行うことができるこことする。

(3) 新造船に係る製造検査及び第 1 回定期検査における検査の特例 (S 編 2.18)

十分な建造実績があり品質管理が適切である造船所における新造船の製造検査及び第一回定期検査について、造船所が記載する社内検査記録の内容を確認し、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該検査のうち半数程度を当該記録の確認にとどめて良いこことする。

(4) 量産型の認定物件の抽出母集団及び抽出数の改正 (F 編 3.3)

量産型の認定物件の検査において、類似の機種毎に 3 カ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とし、抽出母集団毎に、3 カ月毎に 1 台抽出し検査を実施するよう改正する。

(5) 認定物件の自主検査の範囲を拡大 (S 編 2.19)

認定事業場の自主検査を受けた物件を初めて船舶に搭載する場合の検査項目のうち、F 編 3.2 検査（陸上試運転、完成検査等）を当該認定事業場が発行した試験成績書の確認にとどめて良いこととしている物件の範囲を拡大する。

(6) 膨脹式救命いかだ等の荷重試験の時期を修正（附属書 F 1.2.4）